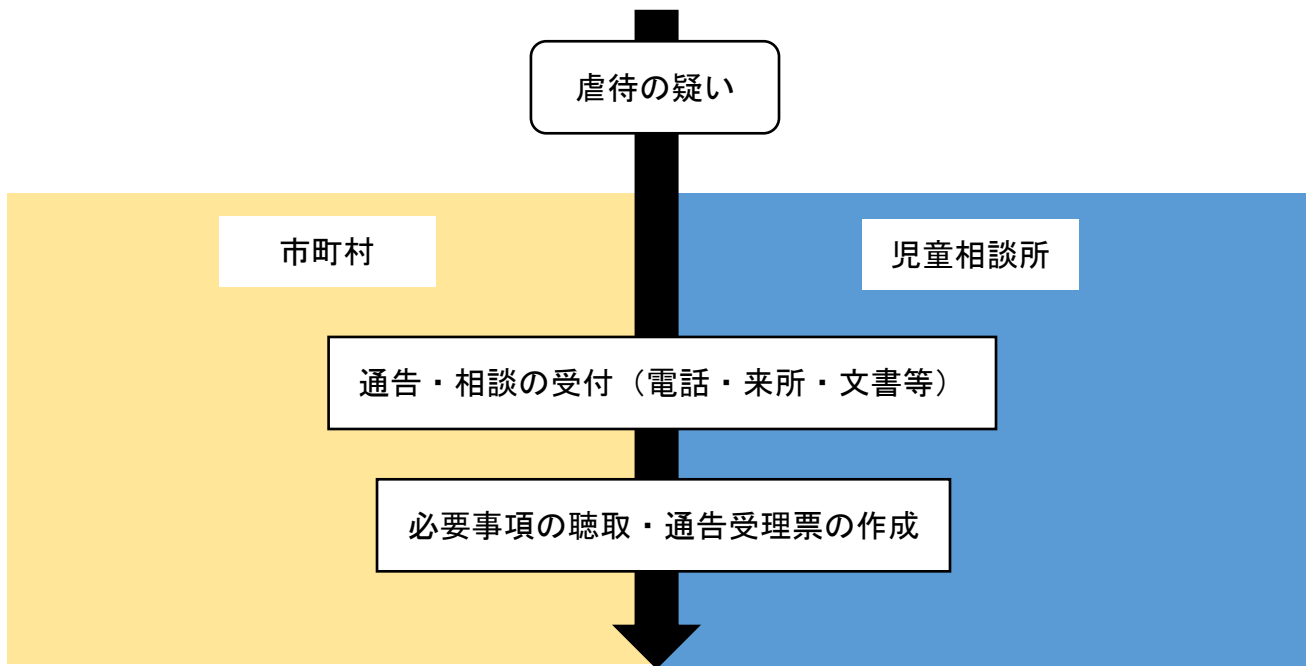

第3章

通告・相談の受理

3-0 通告・相談の受理



※ 万が一、通告されたこどもの居住地が管轄外だった場合は、速やかにケース移管を行う。
詳細は「[第7章](#) 終結・アフターケア・ケース移管」にて説明する。

3-1 通告義務

こども虐待が疑われる場合、誰もが通告する義務がある。

平成16年の法改正により、こども虐待だと確信が持てなくても、人から聞いた話で直接見聞きしていなくても、「もしかしたら、虐待されているかもしれない」と思ったら、通告する義務が発生するようになった。実際に虐待はなかったとしても、通告した人へのペナルティはない。

通告を義務とし、通告しやすくすることで、こども虐待を発見しやすくする効果がある。

児童虐待防止法 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

通報した人が誰か相手に伝わるのでは？

児童虐待防止法第7条で、児童相談所などが通告を受けた場合、『通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない』と定めているため、秘密は守られる。

また、通告は匿名で行うことも可能。

児童虐待防止法 第7条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

学校や病院など、こどもに関わる関係機関も同様に通告義務があり、こども虐待防止法第5条で早期発見に努める義務が定められている。

「早期発見のためのチェックリスト」を活用し、各機関で虐待のおそれがあると判断した場合は、通告し、必要な支援につなげる。

児童虐待防止法 第5条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、こども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、こども虐待の早期発見に努めなければならない。

早期発見のためのチェックリスト（家庭や地域において）

（こどもの様子）

- 不自然な外傷（特に首や顔の傷や痣、火傷など）がある
- 極端にやせている等、栄養失調状態にある
- 不自然な時間に徘徊している
- 季節に合わない服装をしていたり、極端に衣類や身体が不潔である
- 常におなかをすかせていて、与えると隠すようにしてがつがつ食べる
- 学校に行く姿をあまりみかけない
- 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返している
- 保護者等がいると顔色をうかがう反面、保護者がいなくなるとまったく保護者等に関心を示さない
- 凍りついたような眼であたりをうかがったり、暗い顔をしていて周囲とうまく関われない
- 傷や家族のことについて、不自然な回答が多い
- 年齢に合わない、性的な遊びをする

（保護者等の様子）

- こどもがけがをしたり、病気になっても医者にみせようとならない
- 小さなこどもを置いたまま頻りに外出している
- 心身の状態が悪く（慢性疾患・精神疾患など）、子育てが負担になっている
- 地域や親族等との交流がなく孤立状態にある
- 経済的に困窮している（転職や失業を繰り返す、借金など）
- 夫婦関係が悪い
- 極端に偏った育児観や教育観を押しついたり、体罰を肯定している
- こどもの養育について拒否的であったり、食事をきちんとさせないなどこどもを放置している

※※気になることのメモ※※

早期発見のためのチェックリスト（乳幼児の健康診査などの場で）

（こどもの健康状態）

- 外傷が多い（首、頭部、腹部の出血斑、たばこ・熱湯によるやけど、網膜出血、骨折、脱臼）
- 説明のつかない傷が繰り返されている
- 発達の遅れ（低体重・低身長・顔色不良など）がある
- 全身に湿疹、かぶれ（垢まみれ、おむつかぶれなど）がみられる
- 精神発達の遅れ（運動、言葉、理解、アンバランスな発達、経験不足など）がある
- 病気を治療していない

（こどもの行動）

- 保護者等の顔をうかがったり、愛着がなく甘えない
- 言葉や行動が乱暴
- 落ち着かない
- 表情が乏しく、笑わない
- ちょっとした指示や注意で異常に硬くなってしまふ
- 衣服を脱ぐことや診察を非常に怖がる

（保護者等の様子）

- こどもの扱いが乱暴であったり、冷たい
- こどもの発達状況を覚えていない
- こどもの状態に関して不自然な説明をする
- 母子手帳にほとんど記入がない
- 予防接種を受けさせていない
- 育児上の問題がある（検診におむつや哺乳瓶を持ってこない、月齢にあわない食事の与え方、偏った育児観、育児上の不安が極端に高いもしくは少なすぎる）
- 育児について相談する相手がなく、孤立している

＊＊気になることのメモ＊＊

早期発見のためのチェックリスト（医療機関において）

（こどもの身体的所見）

《全身》

- 低身長 体重増加不良 原因不明の脱水 栄養障害
- 内臓出血 繰り返す事故の既往 など

《皮膚》

- 多数の打撲や傷 不自然な傷（事故では起きがたい傷や道具をつかった傷など）
- 不自然な火傷跡（煙草など） 不自然な皮下出血 不潔な皮膚や頭髪 など

《骨》

- 新旧混在する多発骨折（全身骨X線撮影や顔面骨のCT所見が有効）
- 乳児の長管骨骨折 など

《頭部》

- 頭蓋内出血（特に硬膜下血腫） 脳挫傷 など

《眼科、耳鼻科的所見》

- 眼外傷所見（白内障・出血・網膜剥離など）
- 眼窩内側骨折 鼻骨骨折 鼓膜裂傷 など

《性器》

- 性器や肛門周囲の外傷 など

《精神的所見》

- 診察に対する不自然な不安や怯え 発達の遅れ（運動・精神・言語）
- 円形脱毛 チック 胃潰瘍などの心身症 自殺企図 など

（こどもの様子）

- 身体や衣類が極端に汚れている
- 表情が乏しい
- 保護者等の顔色をうかがったり、愛着がなく、甘えようとしない

（保護者等の様子）

- 受診させるのが遅かったり、受傷の責任を第三者のせいにするなど、あやふやでつじつまが合わない説明をする
- こどもの症状の程度、予防および治療方法などについて、関心がない
- 入院が必要でも拒否したり、入院させてもすぐ帰ってしまう
- 付き添いを拒否したり、面会は短時間で、こどもと接触しない
- 外来を中断したり、転院を繰り返す

3-2 通告・相談の窓口と対応体制

こども虐待通告の受付において、市町村が通常の養育相談や育児支援で対応可能な場合の相談窓口であり、緊急性が高い場合や重篤な虐待の疑いがある場合は児童相談所が窓口となるが、**通告者はどこに連絡してもよい。**

1 市町村（こども家庭センター）

通告や相談の際は各市町村の受付窓口に連絡する。調査や支援の中で児童相談所の専門性や一時保護などの権限行使が必要と判断したケースは、児童相談所へ送致する。

- 【役割】・こどもや妊産婦の福祉や母子保健の相談などの受付
- ・こども虐待通告の受付と調査、指導
 - ・要保護児童の把握と情報提供
 - ・要保護児童や妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
 - ・保健指導、健康診査など
 - ・地域資源の開拓

2 児童相談所

通告や相談の際は各児童相談所の電話のほか、189やこども家庭110番（043—252—1152）に連絡する手段もある。こども虐待と解釈できない児童相談やこども虐待のうち、子育て支援により対応すべきケースについては、市町村へ送致する場合もある。

- 【役割】・市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ・相談対応（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえたこどもや家族に対する援助決定）
 - ・こども虐待通告の受付と調査、指導
 - ・一時保護
 - ・措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等）

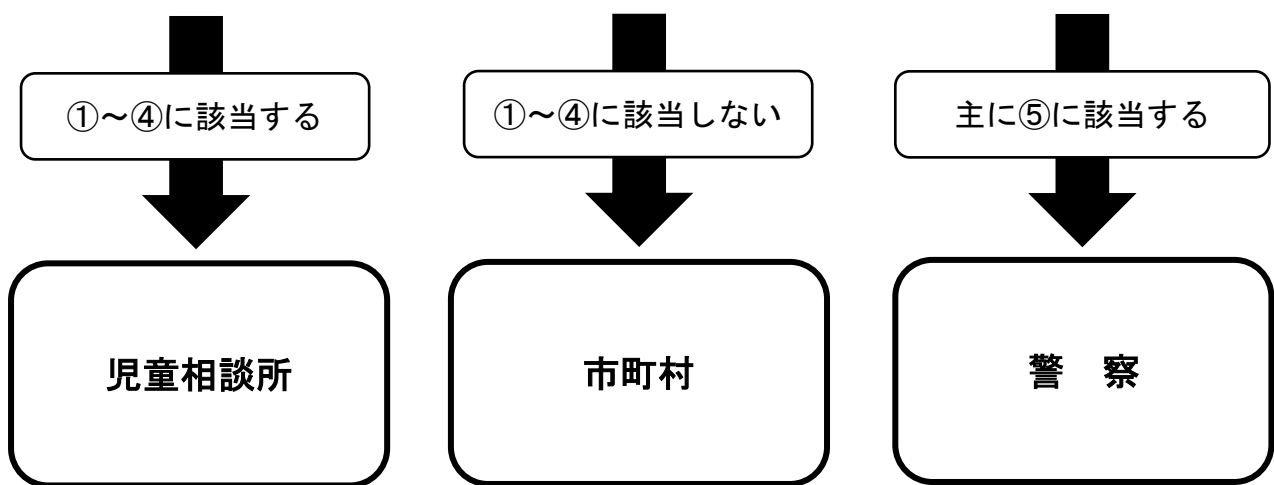
市町村・児童相談所における相談種別

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待等、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のあるこどもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

通告先に悩む場合は以下の「こども関係機関による通告先の目安」
「虐待の重症度判断の例」を確認する。

こども関係機関による通告先の目安

- ① 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ こどもが帰りたくないと言っている場合
（こども自身が保護・救済を求めている場合）
- ⑤ この他、こどもの生命・身体に関する危険性、緊急性が高いと考えられる場合



ポイント

- ・ こどもに重篤な被害が生じている場合は、当日の午前中など、できる限り早い時間に通告機関へ連絡する。
- ・ 傷やあざなどの写真撮影が可能な場合は、写真に残す。
- ・ 通告先の区別は、あくまで目安であるため、どこに連絡してもいい。

関係機関等がこどもから相談を受けた際の対応

虐待と言っても、内容には程度の差がある。しかし、こども本人は、重大な被害についてはなかなか打ち明けられない場合もある。そこで、心配するあまり、なんとかこどもから内容を聞き出そうといろいろな質問をしたくなる。

しかし、重大な内容であるほど、虐待行為を刑事事件として取り扱うことがある。その際には、こどもの負担軽減のために、「代表者聴取」による記録を裁判の主尋問に代える手続きをとることが考えられる。

この手続きをとるためには、その前の段階で、誘導教唆がなかったことを証明する必要がある。

そのため、こどもから話を聴く場合は、基本的にこどもの自発的な言葉を聴きとり、必要最低限の範囲で、「いつ、どこで、誰が、どうした」のかを、オープンクエスチョンで確認する。

虐待の重症度判断の例

重症度	こどもの状態	状 況
最重度	こどもの生命に危険がある こどもが保護を求めている	身体的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ・ 頭部外傷、内臓破裂、重症やけどなど ・ 乳児を投げる、踏みつける ・ 窒息させる
		ネグレクト <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命にかかわる病気やケガなのに受診させない、治療を受けさせない ・ 明らかな衰弱、栄養失調、脱水症状など ・ きょうだいや保護者以外の人物による重篤な性的虐待疑い
		性的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠、性交渉疑い ・ 性感染症罹患 ・ ポルノの被写体になっている
		心理的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺の強要 ・ 親子心中の企図 ・ こどもの自殺企図
		その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが保護を求めている
重度	こどもに重篤な被害が生じている こどもの生命に危険が生じるおそれがある	身体的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨折、打撲、やけど など ・ 腹を蹴る ・ 顔面のひどい外傷 ・ 被害者が乳児
		ネグレクト <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の長時間、または夜間放置 ・ 長期外出禁止 ・ 主ライフライン停止 ・ 食事ができない ・ 妊婦健診未受診での出産 ・ 体重増加不良 ・ きょうだいや保護者以外の人物による性的虐待疑い
		性的虐待 <ul style="list-style-type: none"> ・ 性器を見せる、触る、触らせる ・ 着衣の上から体を触る ・ 性描写や性交渉を見せる

		<p>心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 頻回な DV 目撃 ・ こどもの頻回の自傷行為 ・ 日常的に威嚇、非難、無視 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に一時保護歴、施設入所歴、きょうだいへの虐待歴がある ・ 保護者に虐待の自覚、認識がない ・ 保護者が精神的に不安定で判断力が低下している
中度	<p>長期的にはこどもの心身に重大な影響が生じる危険がある</p> <p>介入がないと改善しない状況</p>	<p>身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 半年以内に2回以上のあざや傷 ・ 新旧混在した複数のあざや傷 ・ 顔面のあざ ・ 蹴る <p>ネグレクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境不良で改善しない ・ 食事に困るくらいの経済的困窮 ・ 世話をせず放置 ・ 登校禁止 ・ 家から出さない <p>性的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着替えを覗く、浴室に入る ・ こどもの不相応な性的言動 <p>心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 面前 DV ・ こどもの自傷行為 ・ 強く執拗な叱責、脅し ・ 保護者の自傷行為 ・ 明らかなきょうだい間差別 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもに対する保護者の拒否感が強い ・ 保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い ・ 特定妊婦 ・ アルコール、薬物依存 ・ 行政機関のかかわりに拒否的 ・ こどもを世話する人がいない
軽度	<p>虐待があるものの、一時的なものと考えられる</p>	<p>身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷が残らない程度の暴力 ・ 単発の小さくわずかな怪我 <p>ネグレクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康問題は起きていないが、養育を放棄しているときがある

		<p>性的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもに卑猥な言葉を言う ・ 性的描写の鑑賞物をこどもの目の届くところに放置している
		<p>心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的にこどもへの威嚇、非難、無視 ・ 一時的なきょうだい間差別

3-3 通告受付の流れと通告受理票の作成

1 通告受付

通告・相談を受けたら、まず落ち着いて感謝の意を示し、必要事項を正確に聴き取る。

【基本の流れ】

- ① 通告・相談者が通告・相談したいと考えた意図を確認しながら、まずは通告・相談者の話す流れで大まかな内容を把握する。
- ② 通告・相談者に対し、連絡について感謝の意を伝え、しかるべく調査を行うと説明する。
- ③ 「通告受付票（様式1 第11章-1）」の項目などを確認し、まだわかっていない情報があれば、通告・相談者に対し、知っている・答えられる範囲で教えてほしいと伝え、確認をする。
- ④ 通告・相談者が不安に思っていることがないか確認する。
- ⑤ 今後、もし必要になったときに、追加の調査に協力していただけるか確認する。
- ⑥ 「通告受付票（様式1 第11章-1）」に聴き取れた内容を記載する。
- ⑦ 受理会議のために必要な情報（係属歴・住基情報など）を確認する。
- ⑧ 受理会議を行う。

2 受付時の対応ポイント

（1）傾聴の姿勢

虐待対応を行う機関で働く専門職は、傾聴について理解し、常にその姿勢を意識することが必要である。それは、通告を受け付ける際も同様である。

虐待対応においては、傾聴と制度等の説明の場面をそれぞれ対応することになるため、場面に応じた適切な態度や知識を身に付けておく必要がある。

通告・相談を受け付ける場面では、通告・相談者ができるだけ多く話ができるよう、途中で口をさしはさまないなどの配慮を行い、通告・相談者の言葉に共感しながら耳を傾け、「この人には何でも安心して話ができる」「問題解決に向けて真摯に考えてくれる」という通告・相談者からの信頼感を得ることが重要である。

聴き取るべき項目はあるが、事情聴取的な対応はせず、通告・相談者の自然な話の流れの中から必要な情報を把握する。その際、推察で判断せず、できるだけ具体的な事実を聞くよう心がける。

(2) 通告で聴きとるべき情報

共通：○虐待の具体的内容と事実経過

(いつ頃から、どこで、誰が、どんなふうに、どのくらいの頻度で)

○こどもを特定できる情報(氏名、住所などわかる範囲で)

○虐待を受けているこどもの具体的な言動

○虐待をしている保護者等の具体的な言動

○虐待と考えた事実関係をどのように把握したか(目撃、伝聞、推測)。

○保護者、きょうだい、親族、縁故者の情報

(父母間の関係については、DV対応も念頭に入れて聞き取る。)

○所属集団など関係機関の情報

○きょうだいへの虐待の有無

関係機関：○福祉制度の利用状況

○所属集団でのこどもの様子

○こどもの予定

(一時保護が必要な場合、当日中の対応となるため、こどもがこの後どう行動する予定であるか確認しておく必要がある。)

こども本人：○協力してくれる人

○今後の連絡方法

通告・相談者に聴取する際は、知っている情報・話せる範囲のことだけを聞き取る。
通告は義務であるが、どの程度の情報を提供するかは通告・相談者の権利である。

(3) 通告で確認、説明すべき内容

○今後の調査等の協力が可能かどうか。

○調査結果や対応方針については(こども本人など特定の相手を除いて)、通告者に伝えられないこと。

○通告者について秘密を守ること。

(虐待について知りえる対象者が通告者しかない場合や、通告者自身が今後の関わりのためにあえて通告者であることを明かす考えがある場合は、通告者に関する情報をどのように説明するか打ち合わせる必要がある。)

虐待行為を行っている、もしくは行いそうであるという保護者からの連絡

保護者自身が通告窓口へ連絡することは、それ自体が非常に勇気を必要とする、切迫したSOSである。そのため、保護者が自身を追い詰めないように、細心の注意と配慮をもって接する必要がある。

連絡をしようと考えた経緯や今の状況について、丁寧に聞き取り、可能な限り個人を特定できる情報を収集する。

今まさに困って連絡したと理解をしていることを説明し、できるだけ早急に事態を解決できるよう、サポートしたいことを説明し、内容によってはインテークとして速やかな来所を促す等、できるだけ早く直接会う機会を作る努力をすること。

通告者から通告後の対応について情報を求められたとき

通告者は、こどもの様子が心配だと感じて通告することもあるが、何がしかの解決（例えば、こどもが一時保護されるなど）を求めて通告することもある。この場合、通告時や通告後に、通告窓口のその後の対応について問い合わせが入ることがある。

このため、通告を受けた時点で、「受け付けた機関で調査を行い、その後の対応を決める」こと、「調査結果やその後の対応は、対象家庭の個人情報にあたるため情報提供はできない」ことを説明し、理解を求める。

ただし、通告者が要保護児童対策地域協議会において情報連携が可能な機関である場合には、必要な情報の共有に努めること。

通告ではなくあくまで情報提供であるといわれた場合

個人が特定できる場合は、通告として受付する。

個人が特定できない場合も、再度の通告・相談がある可能性を踏まえて、検索しやすいよう記録内容を分類し、通し番号を付けるなどして整理しておく。

3 通告受付票の作成

受理会議において、通告内容を速やかに確認できるよう、所定の様式「通告受付票（様式1第11章-1）」に情報を記入する。

時間があって、可能であれば、受理会議において安全確認の方法を検討するため、係属歴・住基情報のほかに、こどもの関わりのある機関や所属から情報を得ておく。

3-4 通告元別対応ポイント

通告者の属性によって、対応時の配慮が異なる。

1 近隣住民・一般相談者

感謝を伝え、通告元の秘匿を約束する。

中傷やトラブルの可能性もあるため、通告のきっかけ・動機も確認する。

2 家族・親族

通告自体を秘密にしたい希望が多い。協力を依頼しつつ、プライバシー保護に配慮する。

3 保護者本人（虐待加害者）

訴えは否定せず、傾聴・共感する。責めたり批判したりせず、面談の機会を作る。

4 こども本人（被虐待児）

勇気をねぎらい、具体的な安全確保策や今後の流れを伝える。

緊急時の相談窓口やSOSの方法を教える。

5 関係機関（学校・保育所・医療機関等）

通告元の秘匿を徹底する。

ただし、可能な場合は、通告元からこどもや保護者に通告したことを説明し、何が心配なのかということや、こどもと家庭を支えていく方針を説明することもある。

保護者への対応方針は事前に協議し、今後の連携を要請する。

必要に応じて、「児童通告書（様式2 第11章-1）」を事後に送付してもらう。

6 警察

緊急・重篤ケースは即時連携する。警察の対応や情報提供にも可能な範囲で協力する。

警察からは、緊急度等に応じて、以下のパターンに分けて通告がある。

また、警察からの通告は、児童相談所のみで受け付ける。

・ **書面通告**：緊急度にかかわらず、最終的には書面によって通告される。

書面のみで通告される場合は、多くがDV目撃等による心理的虐待である。

・ **口頭通告（身柄付き児童通告）**：緊急での対応を要する場合は、まず口頭で通告をする。

警察が対応している中で、こどもが家庭に帰ることが不相当と判断した場合は、警察がこどもの身柄を児童相談所に引き渡す対応をする。一時保護とするかどうかは、通告を受理した時に児童相談所が判断する。

3-5 守秘義務・個人情報の留意事項

虐待通告は守秘義務違反にはならない。

通告者の情報は、保護者や関係者に絶対に漏らしてはいけない。

通告受付や調査時も、個人情報の取り扱い・記録・保存は厳重に管理する。

関係機関への情報共有も、法令・条例による例外規定を説明し、必要最小限で行う。

児童虐待防止法 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

児童虐待防止法 第7条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。